

第3章 緑地の保全及び緑化の目標

3-1 基本理念、将来像、基本方針

(1) 緑の都市づくりの基本理念

本市は、本宮山から宮路山にかけて連なる三河山地や、豊川、豊川放水路などの広がりのある自然の緑が市域の外縁部を形成し、その内側の台地上に市街地が形成されています。また、佐奈川、音羽川などの河川が市街地内を貫流して、三河湾に注いでおり、桜並木をはじめ、広く市民に親しまれる水辺の緑を形成しています。

さらに、豊川稲荷や御油のマツ並木などの歴史ある緑が都市や地域の個性的な景観を形成しているほか、東三河ふるさと公園、赤塚山公園など、レクリエーションを楽しむ場や自然を学ぶ場としての公園も整備されています。

これらの緑は本市固有の財産であり、後世へ着実に継承する必要がある一方、ヒートアイランド現象の緩和や災害時における火災の延焼防止のため、公園や街路樹などの公共の緑をさらに増やす取組とともに、建築物の屋上や壁面などの民有地を緑化する取組なども重要になってきています。さらに、緑の管理を行う手法として、「新しい公」という言葉に代表される、地域の住民やボランティア、市民活動団体、事業者などの多様な主体による地域経営や、地域による課題解決のシステムの構築が求められる時代になっています。

このことを踏まえ、今後の10年間は、これまで大切に引き継がれてきた緑を「守り」、様々な要請に応える緑を「創り」、そして、一人ひとりが緑の大切さを知り、身近な緑に愛着を持ち、みんなで一緒に「育てる」仕組みを構築し、実践していくことが、本市の緑の質・魅力の向上や緑の文化を育むことに結びつくものと考えます。

緑の都市づくりは一足飛びで進められるものではありません。計画、行動、評価、改善を繰り返し、長い歳月をかけて人材が育ち、輪が広がり、成就していくものです。

本計画では、目標年次までの10年間で「種まきから芽生え」の期間と位置づけ、市民のみなさまが郷土の緑をよく知り、市民と行政、市民と市民が協働して緑を育てる環境をつくり、仕組みを構築することによって、10年先に実を結ぶことを目指し、本市の緑の都市づくりに向けた基本理念を以下のとおり設定します。

豊川市の緑の都市づくりの基本理念

**みんなで育み、守る
都市にやさしく、人に身近な『ふるさとの緑』**

(2) 緑の将来像

緑の都市づくりの基本理念を踏まえ、緑づくりの課題の整理の視点である、「守る」、「創る」、「育てる」の3つの視点で緑の将来像を描きます。

まちを取り囲む自然の水や緑が良好な環境で守られ、市民の誇りと愛着により地域のシンボルとなっている緑が大切に守られています。

守
る

北部に連なる山地や、豊川・豊川放水路の川辺、三河湾、農地など、まち（市街地）を取り囲む豊かな自然の水と緑が、多様な生態系を含めて引き続き守られています。そして、これらの豊かな自然を満喫できる場や、貴重種の保護活動などに参加する市民も増え、人と自然との距離が一層縮まっています。

豊川稻荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡や御油のマツ並木などの文化財は、地域の歴史や文化に根ざし、シンボリックな緑として、住民らに愛されながら大切に守られています。特に、史跡は市民が共有し、かつ後世に継承すべき貴重な財産と受け止められ、周辺の整備や地元ボランティアによる案内などを通じて、より多くの人々に親しまれる緑となっています。

まちなかには、快適で安全な暮らしを支える公園などの緑が増えています。

創
る

まちなかには、住区基幹公園や街路樹、河川沿いの桜並木などの身近な緑が増え、日常的なレクリエーションやコミュニティを育む場などとして利用されています。また、これらの緑が災害時の安全確保にも重要な役割を果たすなど、多様な機能を有することを多くの市民が認識しており、周辺住民の理解と協力のもと、適切な管理がなされ、木々も大きく育っています。

町内会、ボランティア・市民活動団体、事業者、行政などの協働により、ふるさとの緑を育てています。

育
て
る

自然環境保全への関心や、「地域社会に貢献したい」、「ふるさとの緑を後世へ継承したい」という意欲の高まりなどから、地域の緑づくりに参加する市民や事業者などが増えています。そうした市民などの活動により、まちなかでは手入れの行き届いた花や緑が、民有地を含めてあちらこちらで楽しめ、市街地周辺では適切な管理がなされた農地や里山が増えるなど、市民一人ひとりにとって良好で快適な生活環境が保たれています。

(3) 基本方針

緑の将来像の実現に向けた基本方針を次のように設定します。



本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります

本市を取り囲む本宮山、観音山、宮路山、御津山などの山地や、豊川、豊川放水路、三河湾、農地の緑は、本市の骨格を形成する重要な緑であり、地球温暖化の抑制などの環境保全機能や、洪水防止などの防災機能を有するほか、多様な生態系を育む場にもなっています。さらに、これらの広がりのある緑は、多くの市民が自然の豊かさを実感する根幹的な要素ともいえます。

そのため、無秩序な開発を抑制する適切な土地利用の誘導や、農林業の振興などにより、豊かな自然的環境を守ります。また、こうした緑を守っていくためには、より多くの市民が自然を身近に感じ、大切にしたいと思う意識が重要であり、本宮山、宮路山などの自然公園の区域を中心に、自然の緑の拠点として多様な自然とのふれあいや学びの場づくりを進めます。



山の環境保全ゾーン、川の環境保全ゾーン、
海の環境保全ゾーン、農の環境保全ゾーン、
自然の緑の拠点

農地や山林・里山などの多様な緑を適切に管理し、緑の“質”を高めます

農地や里山、そこに分布するため池などは、もともと人との深い関わりを通じて良好な環境を保ってきた緑といえます。しかしながら、農業を取り巻く環境の変化に伴い、耕作放棄地が増えたり、利用されなくなった里山が竹藪化して生物多様性が損なわれるなど、緑の質の低下が問題となっています。

このため、多様な主体の参加のもと、農地、里山などの適切な管理を進め、生物多様性の確保や景観の向上を図るなど、後世により良好な形で緑を引き継ぎます。

地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります

市域には、豊川稲荷をはじめ、歴史に根ざした緑が数多く点在しています。これらの緑は、その土地固有の貴重な財産であり、地域のシンボルとなる重要な緑として保全・整備を図るとともに、周辺においては、その景観との調和に配慮した緑化を推進するなど、拠点としての魅力の向上を図ります。



歴史の緑の拠点

創る緑



拠点となる公園緑地を創ります

広域的なレクリエーション需要に対応する、本市の拠点となる公園緑地として、東三河ふるさと公園や、赤塚山公園、豊川公園などが挙げられます。これらの公園緑地は、散策や休憩、スポーツなど、多様なレクリエーション需要に対応するほか、豊川公園が広域避難場所に指定されているとおり、防災活動の拠点にもなります。このため、レクリエーション需要の変化への対応や防災機能の強化などを含め、都市の緑の拠点として整備・拡充を図ります。



公園緑地拠点

身近な公園緑地を創ります

街区公園をはじめとする身近な公園緑地は、日常のレクリエーションに対応するほか、地域の環境や景観を向上させ、災害時には避難地としても機能する重要な緑です。しかし、現状においては、その配置に偏りが見られることから、市街化区域全域を緑化重点地区に位置づけ、配置バランスの改善に向けた公園緑地の整備を推進します。さらに、公共施設における緑化の推進や、民有地における緑化の促進に取り組み、快適な生活空間を創ります。

特に、都市計画マスタープランにおいて「都市核」や「地域生活拠点」に位置づけられた市役所・諏訪町駅周辺や支所周辺、新市民病院が建設される八幡駅をはじめとする主要駅周辺などのエリアは、今後、コンパクトな市街地づくりを進める上で、生活環境の向上や賑わいの演出が重要であり、それらに寄与する緑を、まちづくりと連携しながら創ります。



緑豊かな市街地、
都市核緑化推進エリア、地域生活拠点緑化推進エリア

つながる緑を創ります

公園緑地は、ネットワークすることでそれぞれの機能を高める効果があります。また、まちなかの緑の拠点と周囲の自然を緑でつなぐことで、多様な生物の移動経路（ビオトープネットワーク）としても機能します。このため、市街地を貫流する佐奈川、音羽川などの河川や、都市計画道路姫街道線などの幹線道路を活用しながら、多様な緑の拠点を結ぶネットワークの形成を図ります。



緑のネットワーク軸

育てる緑

緑に関する知識や情報を広めます

緑に対する市民の関心の高まりが見られる中で、緑のまちづくりへの一層の理解と協力を得るため、豊川市公共施設アダプトプログラム制度など、市民による緑のまちづくりを支援する制度のPRをはじめ、緑に関する様々な知識や情報を広めていきます。

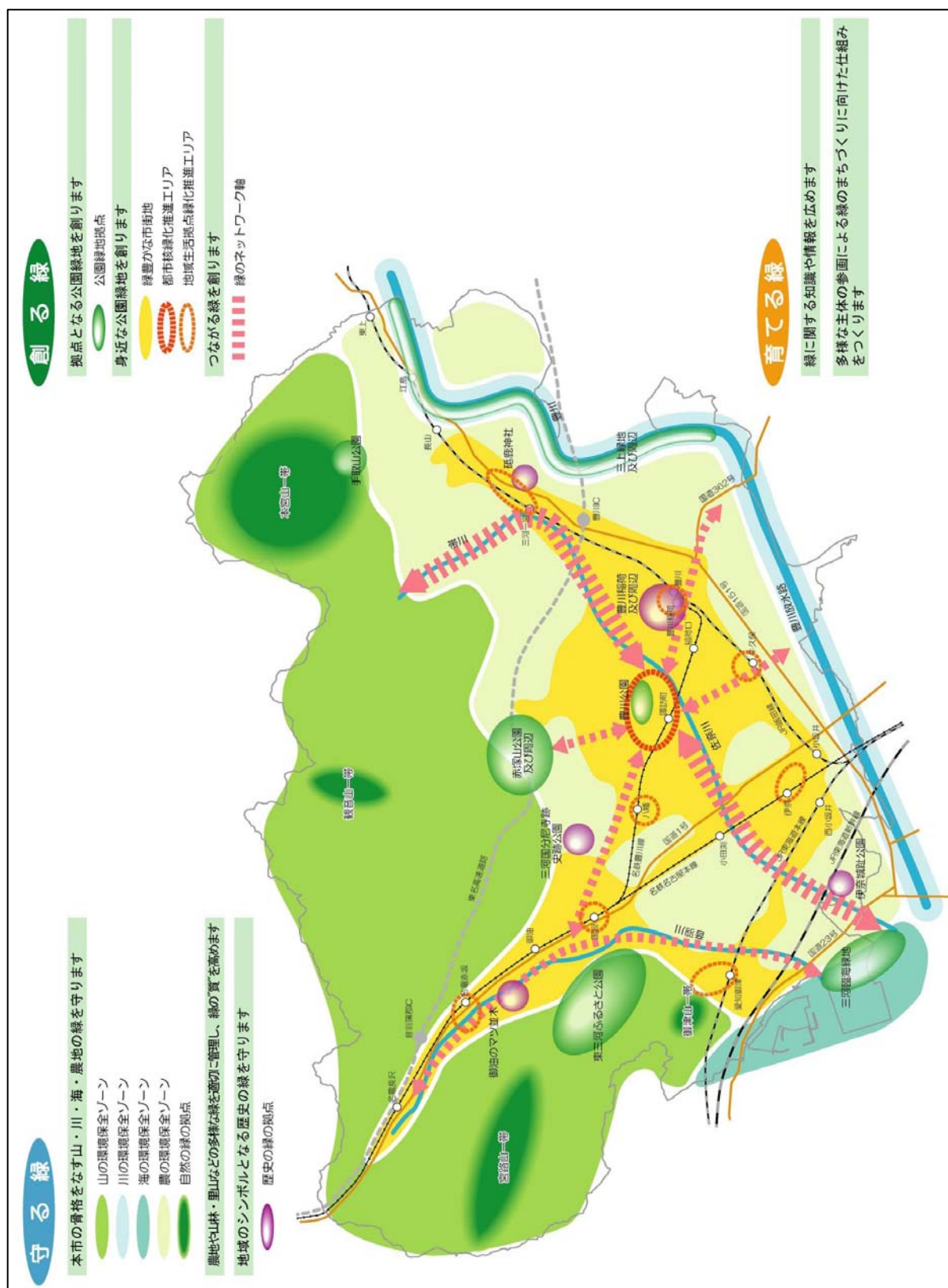
多様な主体の参画による緑のまちづくりに向けた仕組みをつくります

緑を守り、創っていくために、市民や事業者などが積極的に参画し、協働で緑のまちを育てていくことが、ますます重要になっています。このため、緑のまちづくりを実践する人材育成など、多様な主体の参画を促進するための具体的な仕組みづくりを進めます。

緑いっぱい豊川市のまちを写そう 応募作品



「公園内の木陰」（礼通公園） 高橋猛



■ 緑の将来像図 ■

3-2 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 緑地の確保目標水準

目標年次における都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、地域制緑地を合わせた本市の緑地の確保目標水準について、市街地においては、公園緑地の整備、民有地の積極的な緑化などにより、緑地の確保を図るとともに、郊外部においては、開発の抑制などにより、現状維持を図っていくことを目標とします。

■ 緑地の確保目標水準 ■

	現況 平成 22 年	目標年次 平成 32 年
将来市街地（市街化区域） 面積に対する緑地の割合	8 %	概ね 9 %
都市計画区域（市域）面積 に対する緑地の割合	59%	概ね 59%

(2) 都市公園として整備すべき緑地の目標水準

都市公園として整備すべき緑地の目標水準は、緑地の現況や今後予定される事業などを考慮し、以下のように設定します。

目標年次（平成 32 年）の市民一人あたりの都市公園面積は、15 m²/人を目標とします。

■ 都市公園として整備すべき緑地の目標水準 ■

	現況 平成 22 年	目標年次 平成 32 年
都市公園として 整備すべき緑地	11.75 m ² /人	15 m ² /人

【参考資料：将来人口の見通し】

	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
都市計画区域の人口	182,512 人	183,900 人	182,800 人
市街化区域の人口	141,062 人	142,100 人	141,300 人

(注)・平成 22 年は平成 22 年 4 月 1 日現在の速報人口、平成 27 年、32 年は豊川市都市計画マスタープランによる

・現況の市街化区域の人口は平成 17 年国勢調査時点の市街化区域の人口比率（0.77289）を平成 22 年の都市計画区域の人口に乗じて算出

(3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市計画区域内の市民一人あたりの都市公園等（都市公園と公共施設緑地を合わせたもの）の整備目標水準は、本市の公園緑地の現況や関連事業などを考慮し、以下のように設定します。

目標年次（平成 32 年）の市民一人あたりの都市公園等の面積は、26 m²/人を目標とします。

■ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 ■

	現況 平成 22 年	目標年次 平成 32 年
都市公園等の施設として 整備すべき緑地	22.53 m ² /人	26 m ² /人

(4) 市民の緑に対する満足度の目標水準

本計画による緑のまちづくりを推進することによって、市民がより身近に緑を感じられるまちとなることを目指します。

本計画に掲げる取組の成果として、豊川市緑の基本計画市民意向調査の「概ね過去 10 年間を考えて、豊川市の「緑の量」は、どのように変化したと思いますか。」の設問による「増えたと思う」の回答が、目標年次の平成 32 年には、50%以上となることを目標とします。

■ 市民の緑に対する満足度の目標水準 ■

	現況 平成 21 年	目標年次 平成 32 年
市民の緑に対する満足度	増えたと思う : 5% 変わらないと思う : 34% 減ったと思う : 45% わからない : 14%	増えたと思う : 50%以上

コラム 『豊川市公共施設アダプトプログラム制度』

本市では、平成 20 年 1 月 15 日からアダプトプログラム制度を導入しています。

アダプトプログラム制度とは

市民と行政が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度です。

アダプトとは英語で『養子縁組をする』を意味することから、『里親制度』と訳されています。美化ボランティアが『里親』となり、道路、公園、河川などを『養子』とみなして清掃・美化活動を行っています。

対象者

- ・市内在住、在勤又は在学の団体、グループ又は個人
- ・町内会又はその一部の方（子ども会、老人会など）
（ただし、町内会が実施する一斉清掃活動、清掃の日の活動は除く）
- ・市民活動団体

市の支援

- ・環境美化に必要な物品（市指定ごみ袋、軍手など）を支給します。
- ・希望する場合は、活動場所に美化ボランティアの名称などを表示するサインボード（看板）を設置します。
- ・その他活動に必要な事項（相談による）
- ・活動時に発生した事故について、豊川市市民活動総合補償制度による補償



（資料：道路維持課）